

職業安定分科会雇用保険部会（第 198 回）	資料 2 - 1
令和 6 年 9 月 24 日	

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

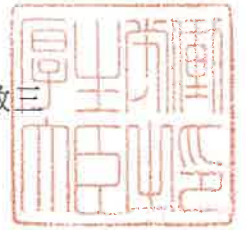
厚生労働省発職 0924 第 2 号

令和 6 年 9 月 24 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 被保険者の育児時短就業開始時の賃金の届出

事業主は、その雇用する被保険者が育児時短就業を開始した場合に、当該被保険者が育児時短就業給付金の支給申請書を提出する日までに、育児時短就業開始時の賃金に係る証明書をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないものとする。

二 被保険者が同一の子について三回以上の育児休業を取得することについて妥当である場合

出向日の前日に育児休業をしている場合であつて、出向日以後も引き続き当該休業をするとき（出向をした日以後も引き続き被保険者であるときに限る。）を追加すること。

三 出生時育児休業給付金の支給申請手続

被保険者は、出生時育児休業給付金の支給を受けようとする場合、同一の子について二回目の出生時育児休業をしたときは当該休業を終了した日の翌日から、また、合算して二十八日以上、出生時育児休業をしたときは当該休業をした日数が合算して二十八日に達した日の翌日から、出生時育児休業給付金

の支給申請手続を行うことができるものとする。

四 出生後休業支援給付金の対象となる休業

出生後休業支援給付金は、被保険者がその事業主に申し出ることによりする休業であつて、育児休業給付金が支給されるもの又は出生時育児休業給付金が支給されるもの（以下「給付対象出生後休業」という。）をした場合（対象期間内にした当該給付対象出生後休業の日数が通算して十四日以上である場合に限る。）であつて、当該被保険者の配偶者が当該出生後休業に係る子について給付対象出生後休業をしたとき（当該配偶者が当該子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間内にした給付対象出生後休業の日数が通算して十四日以上であるときに限る。）又は被保険者がその配偶者の給付対象出生後休業の取得を要件としない場合に該当するときに、支給するものとする。

五 公務員である配偶者がする出生後休業に関する規定の適用

四の適用については、被保険者の配偶者が国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第二項等の規定によりする請求に係る育児休業は、給付対象出生後休業とみなすものとする。

六 出生後休業支援給付金の支給に係るみなし被保険者期間の算定の特例の対象となる理由

出生後休業支援給付金の支給に係るみなし被保険者期間の算定に当たって、当該出生後休業を開始した日前二年間に一定期間を加えて算定の対象とすることができる理由は、次のとおりとすること。

- 1 出産
- 2 事業所の休業
- 3 事業主の命による外国における勤務
- 4 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第四項第二号に該当する交流採用
- 5 1から4までに掲げる理由に準ずる理由であつて、公共職業安定所長がやむを得ないと認めるもの
- 七 出生後休業支援給付金の支給に当たり、被保険者がその配偶者の給付対象出生後休業の取得を要件としない場合のうち、配偶者のない者その他厚生労働省令で定める者である場合は、その配偶者が次のいずれかに該当する者である場合とすること。
 - 1 被保険者がする給付対象出生後休業に係る子が、当該被保険者の配偶者の子に該当しない者
 - 2 その他1に掲げる者に類する者として職業安定局長が定める者
- 八 出生後休業支援給付金の支給に当たり、被保険者がその配偶者の給付対象出生後休業の取得を要件と

しない場合のうち、その配偶者が当該給付対象出生後休業に係る子の出生から起算して八週間を経過する日の翌日までに休業することができない場合として厚生労働省令で定める場合は、次のいずれかの場合とすること。

1 配偶者が日々雇用される者である場合

2 配偶者が期間を定めて雇用される者である場合であつて、その養育する子の出生の日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては、当該出産予定日）から起算して八週間を経過する日の翌日から六月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかである場合

3 配偶者が、その雇用する事業主と当該配偶者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、育児休業をすることができないものとして定められた労働者に該当する場合であつて、その雇用する事業主にその育児休業の申出又は出生時育児休業の申出を拒まれたとき

4 その他子の出生の日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては、当該出産予定日）から起

算して八週間を経過する日の翌日までの期間内において当該子を養育するための給付対象出生後休業をすることができないことについてやむを得ない理由があると公共職業安定所長が認める場合

九 同一の子について被保険者が二回以上の出生後休業を取得することについて妥当である場合は、被保険者が育児休業給付金又は出生時育児休業給付金が支給される休業を合計二回以上する場合とするのと。

十 同一の子について被保険者が五回以上の出生後休業を取得することについて妥当である場合は、その養育する一歳に満たない子について、次の各号のいずれかに該当する場合とすること。

1 別の子の産前産後休業若しくは育児休業又は別の対象家族の介護休業が始まったことにより出生後休業が終了した場合であつて、当該子又は対象家族が死亡等したとき

2 出生後休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者が、死亡、負傷、疾病、身体上若しくは精神上的の障害又は婚姻の解消により当該子と同居しないこととなったこと等により、養育することができなくなった場合

3 出生後休業の申出に係る子が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の

期間にわたり世話を必要とする状態になった場合

4 出生後休業の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

5 出生後休業の申出をした被保険者について、出向をした日の前日において育児休業給付金の支給の対象となる休業をしている場合であつて、出向をした日以後も引き続き当該休業をするとき（出向をした日以後も引き続き被保険者であるときに限る。）

十一 出生後休業支援給付金の支給申請手続

1 出生後休業支援給付金の支給申請手続は、育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給申請手続と併せて、次の書類を、事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないものとする。

(一) 当該被保険者の氏名、住所若しくは居所、被保険者番号、個人番号、育児休業の申出に係る子の出産年月日、支給単位期間の初日及び末日、支給単位期間中の就業日数並びに支給単位期間に支払われた賃金の額その他の職業安定局長が定める事項を記載した申請書又は当該被保険者の氏

名、住所若しくは居所、被保険者番号、個人番号、出生時育児休業の申出に係る子の出産年月日、出生時育児休業の申出に係る休業の初日及び末日、当該休業期間中の就業日数並びに当該休業期間に支払われた賃金の額その他の職業安定局長が定める事項を記載した申請書

(二) 当該被保険者の配偶者が当該出生後休業に係る子について給付対象出生後休業をしたこと（当該配偶者が当該子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間内にした給付対象出生後休業の日数が通算して十四日以上であるときに限る。）又は被保険者がその配偶者の給付対象出生後休業の取得を要件としない場合に該当することを証明することができる書類

2 1にかかわらず、育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給申請手続終了後に、出生後休業支援給付金の支給を受けることができるに至った場合、出生後休業支援給付金の支給申請手続は、当該支給を受けることができるに至った日の翌日から起算して十日以内に、当該被保険者の氏名、住所又は居所、被保険者番号、個人番号、出生後休業の申出に係る休業の初日その他の職業安定局長が定める事項を記載した申請書及び1の(二)に掲げる書類を、事業主を経由してその事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないものとする。

3 1及び2にかかわらず、やむを得ない理由のため事業主を経由して1及び2に掲げる申請を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができるものとする。

4 1にかかわらず、事業主を経由しないで出生後休業支援給付金の支給申請を行うことを被保険者が希望するときは、被保険者は、第百一条の三十又は第百一条の三十三に規定する手続を終了した日から当該被保険者が出生後休業を開始した日から起算して四箇月を経過する日の属する月の末日までに、2に掲げる申請書に1の(二)に掲げる書類を添えて、事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することができるものとする。

5 被保険者は、1から4までにかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、1から4までに掲げる書類を添えないことができるものとする。

6 公共職業安定所長は、1から4までにより申請手続を行った被保険者が出生後休業支援給付金の支給要件に該当すると認めたときは、当該被保険者に対して出生後休業支援給付金を支給する旨を通知しなければならないものとする。

十二 育児時短就業給付金の対象となる就業

育児時短就業給付金は、被保険者が、その期間中は育児時短就業をすることとする一の期間について、その初日及び末日（以下「育児時短就業終了予定日」という。）とする日を明らかにしてする育児時短就業の申出に基づき、事業主が講じた当該期間の一週間の所定労働時間を短縮する措置である就業をした場合に、支給することとすること。ただし、育児時短就業終了予定日とされた日（その事業主に申し出ることによって変更された場合にあつては、その変更後の日。1及び2に該当する場合にあつては、その前日）までに、1から4までに掲げる事由に該当することとなった場合には、当該事由に該当することとなった日（3及び4に該当する場合にあつては、その前日）後は、育児時短就業給付金は、支給しないものとする。

1 子の死亡その他の被保険者が育児時短就業の申出に係る子を養育しないこととなった事由として公共職業安定所長が認める事由が生じたこと。

2 育児時短就業の申出に係る子が二歳に達したこと。

3 育児時短就業の申出をした被保険者について、産前産後休業期間、介護休業期間又は育児休業をする期間が始まったこと。

4 育児時短就業の申出をした被保険者について、新たな二歳に満たない子を養育するための所定労働時間を短縮することによる就業をする期間が始まったこと。

十三 育児時短就業給付金の支給に係るみなし被保険者期間の算定の特例の対象となる理由

育児時短就業給付金の支給に係るみなし被保険者期間の算定に当たって、当該育児時短就業を開始した日前二年間に一定期間を加えて算定の対象とすることができる理由は、次のとおりとすること。

1 出産

2 事業所の休業

3 事業主の命による外国における勤務

4 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第四項第二号に該当する交流採用

5 1から4までに掲げる理由に準ずる理由であつて、公共職業安定所長がやむを得ないと認めるもの

十四 育児時短就業給付金の支給限度額の算定方法

厚生労働省において作成する賃金構造基本統計（以下「賃金構造基本統計」という。）の常用労働者のうち六十五歳未満の者が受けている賃金構造基本統計の調査の結果による一月当たりのきまつて支給

する現金給与額をその高低に従い、四の階層に区分したものを基礎とすること。

十五 育児時短就業給付金の額の算定に当たって、支給対象月に支払われた賃金の額が、育児時短就業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の九十に相当する額以上百分の百に相当する額未満である場合に、育児時短就業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該賃金の額の割合が百分の九十を超える大きさの程度に応じ、百分の十から一定の割合で逡減するように定める率は、1に掲げる額から2及び3に掲げる額の合計額を減じた額を2に掲げる額で除して得た率とすること。

1 育児時短就業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額

2 支給対象月に支払われた賃金額

3 1に掲げる額に百分の一を乗じて得た額に(一)に掲げる額を(二)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

(一) 1に掲げる額から2に掲げる額を減じた額

(二) 1に掲げる額に百分の十を乗じて得た額

十六 育児時短就業給付金の支給申請手続

1 育児時短就業給付金の支給申請手続は、初めて育児時短就業給付金の支給を受けようとするときは、支給対象月の初日から起算して四箇月以内に、次の書類を、事業主を経由してその事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出して行うこととする。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができるものとする。

(一) 当該被保険者の氏名、被保険者番号、個人番号、育児時短就業開始年月日、育児時短就業の申出に係る子の出産年月日、短縮前の一週間の所定労働時間、支給対象月中の一週間の所定労働時間及び支給対象月に支払われた賃金の額その他の職業安定局長が定める事項を記載した申請書

(二) 休業等開始時賃金証明票並びに賃金台帳等の賃金の支払状況及び賃金の額を証明することができる書類

(三) 母子健康手帳等の当該子があることの事実を証明する書類

(四) 労働者名簿等の被保険者が雇用されていることの事実を証明する書類

(五) 賃金台帳等の一週間の所定労働時間が短縮されていることの事実を証明する書類

2 公共職業安定所長は、1により申請手続を行った被保険者が育児時短就業給付金の支給要件に該当すると認めたときは、当該被保険者に対して育児時短就業給付金を支給する旨を通知するとともに、その者が支給対象月（既に行った支給申請に係る支給対象月を除く。4において同じ。）について育児時短就業給付金の支給申請を行うべき期間を定め、その者に知らせなければならないものとする。

3 公共職業安定所長は、2に定める支給申請を行うべき期間を定めるに当たっては、一又は連続する二の支給対象月について、当該支給対象月の初日から起算して四箇月を超えない範囲で定めなければならないものとする。ただし、公共職業安定所長が必要があると認めるときは、この限りでないものとする。

4 2による通知を受けた被保険者が、支給対象月について育児時短就業給付金の支給を受けようとするときは、3の育児時短就業給付金の支給手続を行うべきこととされた期間内に、当該被保険者の氏名、被保険者番号、育児時短就業の申出に係る子の出産年月日、支給対象月中の一週間の所定労働時間及び支給対象月に支払われた賃金の額その他の職業安定局長が定める事項を記載した申請書を、事

業主を経由してその事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出して行うものとする。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができるものとする。

5 被保険者は、1及び4にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、1及び4に掲げる書類を添えないことができるものとする。

十七 その他所要の改正を行うこと。

第二 その他

その他関係省令について所要の改正を行うこと。

第三 施行期日等

一 この省令は、令和七年四月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。